

小諸市国民保護計画の変更概要について

危機管理課 危機管理防災係

1 小諸市国民保護計画について

「小諸市国民保護計画」は、我が国に対する外部からの武力攻撃や大規模テロ等に際して、市が迅速・的確に市民を保護するためにあらかじめ策定する計画で、平成 16 年 9 月、国民保護法の施行に伴い、国が策定した市町村国民保護モデル、長野県国民保護計画を基本に、平成 19 年 5 月に策定しました。

2 小諸市国民保護計画の基本構成

第 1 編 総 論	○市の責務、計画の位置づけ、構成等 ○国民保護措置に関する基本方針 ○関係機関の事務又は業務の大綱等 ○市の地理的、社会的特徴 ○市国民保護計画が対象とする事態
第 2 編 平素からの備えや予防	○組織・体制の整備等 ○避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え ○物資及び資材の備蓄、整備 ○国民保護に関する啓発
第 3 編 武力攻撃事態等への対処	○初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 ○市対策本部の設置等 ○関係機関相互の連携 ○警報及び避難の指示等 ○救援 ○安否情報の収集・提供 ○武力攻撃災害への対処 ○被災情報の収集及び報告 ○保健衛生の確保その他の措置 ○国民生活の安定に関する措置 ○特殊標章等の交付及び管理
第 4 編 復旧等	○応急の復旧 ○武力攻撃災害の復旧 ○国民保護措置に要した費用の支弁等
第 5 編 緊急対処事態への対処	○緊急対処事態 ○緊急対処事態における警報の通知及び伝達

3 小諸市国民保護計画の変更概要

小諸市国民保護計画策定から 16 年を経過していることから、国の策定する「国民の保護に関する基本指針」、「長野県国民保護計画」の変更等を踏まえ変更を行うもので、変更にあたっては、本年 2 月 24 日付けで長野県に事前相談を行ったところ、6 月 20 日付けで、本計画の変更については、国民保護法施行令第 5 条に規定する軽微な変更と判断するとの通知を受けています。

なお、軽微な変更の場合は、小諸市国民保護協議会の開催及び国民保護法第 35 条第 5 項に係る長野県知事協議は不要となります。

4 主な変更内容

項目	概要	修正頁
新たなシステム活用に関する事項	国と地方公共団体間で国民保護に関する緊急情報を通信するために、「緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）」を活用する旨を新たに追加	48
	「全国瞬時警報システム（J - A L E R T）」により、国から送信された国民保護に関する緊急情報を防災行政用無線等で迅速に伝達する旨を新たに追加	24、48、57
	市は、収集・整理した安否情報を「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（安否情報システム）」を使用して、県へ報告する旨を新たに追加	25、62
関係機関との連携に関する事項	大規模集客施設等に滞在する者等の避難を円滑に実施できるよう大規模集客施設等の管理者等と連携して対策をとる旨を新たに追加	55
弾道ミサイル落下時の行動の周知に関する事項	市は、弾道ミサイル発射時に市民が適切な行動をとることができるよう全国瞬時警報システム（J - A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について、平素から周知する旨を新たに追加	56～57
市地域防災計画の変更に伴う事項	平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において、特に配慮を要する方を「要配慮者」に、そのうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を「避難行動要支援者」に名称を変更	29、48、51～52、54～56
経年変化等の修正事項	時点修正	9～11

あわせて、「資料編」及び「避難実施要領編」を作成しました。

5 参考（国民保護法第 35 条第 5 項、第 6 項、第 8 項）

第 5 項 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

第 6 項 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

第 8 項 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。